

## 「小平都市計画道路 3・3・8 号府中所沢線に関する行政連絡会」会則

### (設置目的)

第 1 条 「小平都市計画道路 3・3・8 号府中所沢線に関する行政連絡会」(以下、「行政連絡会」という。)は、都と市が協働で「史跡玉川上水」と交差する計画路線が抱える課題を整理し、事業の推進に寄与することを目的として設置する。

### (調整事項)

第 2 条 行政連絡会の調整事項は、次のとおりとする。

- (1) 玉川上水横断部の交差構造に関する検討。
- (2) 小平都市計画道路 3・3・8 号府中所沢線の事業計画案の策定に関すること。
- (3) 市民・市議会への説明等に関すること。

### (組 織)

第 3 条 行政連絡会の組織は以下のとおりとする。

- (1) 行政連絡会は下記の職にある者をもって構成する。

#### (東京都)

- ・ 建設局 道路建設部 道路環境担当課長
- ・ 北多摩北部建設事務所 工事第一課長
- ・ 教育庁 生涯学習部 計画課長

#### (小平市)

- ・ 小平市 都市開発部長
- ・ 小平市 都市建設部長
- ・ 小平市 市民生活部長
- ・ 小平市 環境部長
- ・ 小平市 教育委員会 教育部長

なお、必要に応じてその他の関係者の出席を求めることができる。

- (2) 行政連絡会には、座長及び副座長を置く。
- (3) 座長は、委員の互選により選任し、副座長は行政連絡会に属する委員のうちから座長が指名する。
- (4) 副座長は、座長を補佐するとともに、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会 期)

第 4 条 会期は、平成 19 年度及び 20 年度の 2 年度とする。

### (行政連絡会の開催)

第 5 条 行政連絡会の開催は、次のとおりとする。

- (1) 必要に応じて随時開催することができる。
- (2) 座長及び副座長がお互いに協力し、行政連絡会を招集し主宰する。

(庶務)

第6条 行政連絡会の庶務は、東京都建設局道路建設部計画課及び小平市都市開発部まちづくり課において処理する。

(補則)

第7条 この会則に定めるもののほか、行政連絡会の運営に関し必要な事項は、構成員が協議のうえ、これを定める。

附 則

この会則は、平成19年5月23日から施行する。